

## 指定管理者の指定について

1 施設の名称 深谷市立桜ヶ丘学童保育室

2 指定管理者として指定するもの

- (1) 所在地 深谷市山河557番地1
- (2) 団体名 社会福祉法人かつみ会
- (3) 代表者 理事長 伊藤捷雄

3 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

4 公募・非公募の区分

(1) 区分 公募

申請者は、市内で児童福祉施設の運営又は、埼玉県内で3年以上放課後児童健全育成事業を行っている法人等とする。（条件一部抜粋）

5 指定管理者候補者の選定

(1) 選定の結果

令和4年度からの指定管理者を、深谷市指定管理者選定委員会において、評価基準に基づき書類審査等を行い、指定管理者候補者に選定した。

| 申請者        | 点数／配点   |
|------------|---------|
| 社会福祉法人かつみ会 | 451／600 |
| 申請者A       | 398／600 |

(2) 選定の理由

ア 学童保育室の管理運営実績が市内において8ヶ所あり、職員配置計画が適切であることから、施設の管理運営を安定して行う能力を有していると判断できる。

イ 学童保育室の管理運営を行う上での考え方が適切であり、運営方針が施設の設置目的等に合致していることから、適正な管理運営が持続的に可能であると判断できる。

ウ 財務状況が健全であり、安定確実に業務を行える経営規模であると判断できる。

エ 上記の点のほか、提出された申請書類を総合的に評価した結果、指定管理者候補者として適当であると判断できる。

6 参考条文

深谷市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（抄）

(公募)

第2条 市長及び深谷市教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）を公募するものとする。

- (1) 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定の期間
- (4) 申請の方法
- (5) 当該公の施設の前年度における利用者数、決算その他運営状況
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項